

事務事業名	健康診査管理指導等事業		所管課	健康医療課			
<b>【予算科目】</b>							
款：環境保健費 項：公衆衛生費 目：健康増進費 細目：老人保健対策費 事業：健康診査管理指導等事業 細事業：成人病検診管理指導協議会設置、がん登録事業、成人病検診従事者指導講習会開催							
<b>【施策体系】</b>							
その他新プラン関連事業 人々・安心・快適社会／健康づくりと医療の充実／健康づくりの充実							
<b>【事業の目的】</b>							
保健事業の円滑な推進を図るため、がん、脳卒中等の成人病の動向を把握し、また、市町村等で実施される健康診査の実施状況や検診実施機関の精度管理の状況を把握・評価して専門的な見地から適切な指導を行うとともに、これら健康診査に従事している者の資質向上を図ることにより保健事業が効果的、効率的に実施されることを目的とする。							
<b>【事業の概要】</b>							
1 成人病検診管理指導協議会(S62～) 検診の実施方法や精度管理のあり方について、専門的な見地から検討を行い、適切な指導を行う。 ①成人病検診の実施方法及び精度 ②成人病登録 ③検診従事者に対する講習会 ④がん登録事業により得られた資料の提供の可否に係る審査							
2 がん登録事業(H元～)(財)青森県総合健診センターへ委託) がん患者について、その発病から治癒、又は死亡に至るまでの全過程に関する医療情報を多方面から収集し、患者個人毎に整理保管し、これらの情報に基づいて、がん罹患率、受療状況、生存率等について集計、解析を行う。							
3 成人病検診従事者講習会(S62～)(県医師会へ委託) 成人病検診に従事する者の資質向上を図ることを目的に、成人病管理指導協議会の指導の下に講習会を開催する。							
<b>【執行計画の有無】</b> 有 「青森県健康診査管理指導等事業実施要綱」により実施							
<b>【予算の状況】</b> (単位 千円)							
当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備考	
13,052	0	13,052	12,478	574	95.6	決算額は監査調書上の数字	
			10,702	2,350	82.0	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字	
			12,478	574	95.6	決算額は監査で確認した結果の数字	
(節別内訳)					(単位 千円)		
節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C
報償費	676	274	402	183	493	274	402
旅費	536	486	50	332	204	486	50
需用費	862	803	59	862	0	803	59
役務費	2,255	2,255	0	720	1,535	2,255	0
委託料	8,564	8,564	0	8,564	0	8,564	0
使用料及び賃借料	159	96	63	41	118	96	63
計	13,052	12,478	574	10,702	2,350	12,478	574
※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。							
<補正をしている場合はその理由> 該当なし							
<一つの節で10万円以上の不用額> 報償費402千円							
・ 不用額が生じた理由 部会の開催回数が見込みを下回ったこと及び協議会、部会への委員の出席が見込みを下回ったため。(7部会で開催数10回→実績3回、予定委員数延べ69名→実績28名)							

・減額補正をしなかった理由

7部会のうち6部会の開催について、2月補正予算編成後に開催しないこととしたこと及び2、3月開催の会議に委員出席数の見込みが立たなかつたため。

<一つの節で10万円以上の超過額> 該当なし

**【監査の概要】**

1 事務事業を実施するに至った背景

厚生省老人福祉局老人保健課長通知(H10.3)「健康診査管理指導事業実施のための指針について」を受け、「青森県健康診査管理指導等事業実施要綱」を作成し、成人病検査管理指導協議会の設置運営・開催、がん登録事業によるがん及び脳卒中等の成人病の動向の把握、健康診査従事者の資質向上を図るための、従事者指導講習会を開催している。

(H9まで国庫補助により実施)

2 平成14年度における実施状況

〔協議会及び部会〕 (予定協議会1回→実績1回、部会7回→実績1部会3回)

H14.12.18 成人病登録・評価部会「がん登録委員会」(出席委員数8名)

H14.12.26 " 「脳卒中委員会」(〃 5名)

H15.2.18 青森県成人病検査管理指導協議会(〃 8名)

H15.3.14 成人病登録・評価部会「がん登録委員会」(〃 7名)

〔講習会〕

乳がん検診従事者講習会 (開催数2回:受講者数36名)

胃がん検診エックス線撮影従事者指導講習会(〃 2回:〃 170名)

胃がん検診エックス線読影従事者指導講習会(〃 2回:〃 73名)

子宮がん検診細胞診従事者指導講習会(〃 2回:〃 76名)

肺がん検診細胞診従事者指導講習会(〃 2回:〃 36名)

○がん登録事業

今年度は、平成11年度に医療機関等から提出された患者届出票により集計・解析結果を報告書にまとめ、関係機関(県内市町村・病院・診療所、全国都道府県)に配布し、情報を還元している。

○成人病検診従事者講習会

講習会は計画どおり開催されており、受講者は最新の知識・技術を習得しその積み重ねをがんの早期発見に役立て、効果的・効率的ながん検診の実施に努めている。

3 事務事業の目標とする指標と実績の関係

(平成15年7月22日現在)

区分	指標名 (指標式)		H11	H12	H13	H14	目標年度 (H15)
成 果 指 標	指標1	DCO率(がん登録の率)	目標	—	—	—	—
			実績	32.8	36.6	35.3	45.5
活動量 指 標	指標2	がん患者届出件数(上段) 講習会受講者数(下段)	目標	—	—	—	—
			730	730	730	730	—
指標3		協議会及び部会開催回数	実績	4,216 585	4,223 688	3,940 596	4,470 391
			目標	9	9	9	9
効率性 指 標	—	—	実績	8	7	3	4
			目標	—	—	—	—
—	—	—	実績	—	—	—	—

4 予算の執行状況と事業目的

当該事業のため執行されている。

**【問題点等】**

1 予算執行上の問題点

財政課提出「平成14年度決算統計節別集計表」の決算額と一致していない。

2 事務事業執行上の意見等

(1) 評価指標の一部が設定されていないので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。

(2) 成人病検診従事者講習会については、検診の精度管理が地域的に偏ることなく、県全域において、精度維持・向上を図る必要があることや、市町村毎に対応するには限界があることから、県が実施主体となっているが、検診従事者の資質の向上の取り組みについては、本来的に、各健診機関等が自主的に行うべきものと思われることから、県関与のあり方について、検討する必要がある。

事務事業名	調査指導検査費	所管課	業務衛生課																																																								
<b>【予算科目】</b>																																																											
款：環境保健費 項：環境衛生費 目：生活衛生指導費 細目：水質対策費 事業：調査指導検査費 細事業：調査指導検査費																																																											
<b>【施策体系】</b>																																																											
その他行政事務（サービス）経費																																																											
<b>【事業の目的】</b>																																																											
安全な水道水を供給するため、市町村への情報提供及び巡回指導等を行う。																																																											
<b>【事業の概要】</b>																																																											
1 水質検査技術等の巡回指導並びに情報提供等 2 水道に関する講習会研修会等の参加 3 水道事業者、水道用供給事業者等に対する説明会																																																											
<b>【執行計画の有無】</b> 無 (予算要求時の資料に基づき実施)																																																											
<b>【予算の状況】</b>																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>当初予算額 a</th> <th>補正予算額 b</th> <th>最終予算額 c(a+b)</th> <th>決算額 d</th> <th>不用額 e(c-d)</th> <th>執行率(%) f(d/c)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,708</td> <td>△15</td> <td>1,693</td> <td>1,449</td> <td>244</td> <td>85.6</td> <td>決算額は監査調書上の数字</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,449</td> <td>244</td> <td>85.6</td> <td>決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,449</td> <td>244</td> <td>85.6</td> <td>決算額は監査で確認した結果の数字</td> </tr> </tbody> </table>				当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備 考	1,708	△15	1,693	1,449	244	85.6	決算額は監査調書上の数字				1,449	244	85.6	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字				1,449	244	85.6	決算額は監査で確認した結果の数字																												
当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備 考																																																					
1,708	△15	1,693	1,449	244	85.6	決算額は監査調書上の数字																																																					
			1,449	244	85.6	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字																																																					
			1,449	244	85.6	決算額は監査で確認した結果の数字																																																					
(節別内訳)																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>最終予算額</th> <th>決算額 A</th> <th>不用額 A</th> <th>決算額 B</th> <th>不用額 B</th> <th>決算額 C</th> <th>不用額 C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報償費</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>1,257</td> <td>1,058</td> <td>199</td> <td>1,058</td> <td>199</td> <td>1,058</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>155</td> <td>155</td> <td>0</td> <td>155</td> <td>0</td> <td>155</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>36</td> <td>0</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>負担金、補助及び交付金</td> <td>233</td> <td>224</td> <td>9</td> <td>224</td> <td>9</td> <td>224</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,693</td> <td>1,449</td> <td>244</td> <td>1,449</td> <td>244</td> <td>1,449</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table>				節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C	報償費	12	12	0	12	0	12	0	旅費	1,257	1,058	199	1,058	199	1,058	199	需用費	155	155	0	155	0	155	0	役務費	36	0	36	0	36	0	36	負担金、補助及び交付金	233	224	9	224	9	224	9	計	1,693	1,449	244	1,449	244	1,449	244
節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C																																																				
報償費	12	12	0	12	0	12	0																																																				
旅費	1,257	1,058	199	1,058	199	1,058	199																																																				
需用費	155	155	0	155	0	155	0																																																				
役務費	36	0	36	0	36	0	36																																																				
負担金、補助及び交付金	233	224	9	224	9	224	9																																																				
計	1,693	1,449	244	1,449	244	1,449	244																																																				
※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。																																																											
<補正をしている場合はその理由> 2月補正（使用料及び賃借料△15千円） 経費節減（庁内の会議室を利用）により、使用料及び賃借料の執行が見込まれないため。																																																											
<一つの節で10万円以上の不用額> 旅費199千円																																																											
<ul style="list-style-type: none"> <li>不用額が生じた理由</li> </ul> <p>水道大学基礎講座への参加を取り止めたこと及び他の用務と一緒に行ったため他の事業費で執行したことによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減額補正をしなかった理由</li> </ul> <p>3月中に開催される水道実務指導者研究集会等の旅費が不確定だったため、最終補正時期までに執行額が見通されなかったことによる。</p>																																																											
<一つの節で10万円以上の超過額> 該当なし																																																											
<b>【監査の概要】</b>																																																											
1 事務事業を実施するに至った背景 昭和33年に水道法第4条に基づく水質基準が制定されて以来、その時々の科学的知見の集積に基づき、逐次改正が行われてきた。特に、平成4年に全面的な見直しが行われ、基準項目が26項目から46項目へと拡大し、水道水質管理の格段の充実・強化が図られた。 その後10年が経過した現在、微生物による感染症や新しい科学物質による問題が提起されていることなど、水道水質管理の一層の充実・強化が求められている状況にある。																																																											

## 2 事業開始年度から平成 14 年度までの実施状況

当事業は平成 10 年度から実施しており、水道法に基づく認可事務等の適正かつ迅速に執行するため、水道事業者への指導の強化を図ってきた。

また水道法関係法令等の改正に的確に対応するとともに担当職員の資質向上を図るため、各種研修会等に出席してきた。

検査等を直接実施する各市町村、各水道企業団に対して年 1 回指導説明会を開催し法改正の内容及び水道施設、水質検査等に必要な情報を提供している。

### 14 年度実施状況

- ・水質検査技術等の指導並びに情報提供等  
監査した結果、件数については把握できなかった。
- ・水道に関する講習会研修会等の参加 15 回
- ・水道事業者、水道用供給事業者等に対する説明会 1 回

## 3 事務事業の目標とする指標と実績の関係

(平成 15 年 7 月 23 日現在)

区分	指標名 (指標式)			H11	H12	H13	H14	目標年度 (H18)
成 果 指 標	指標 1	水道普及率 (給水人口／行政区域人口 * 100)	目標	96.4	96.6	96.7	—	—
			実績	96.6	96.8	97.0	97.1	
活動量 指 標	—	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	
効率性 指 標	—	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	

※平成 14 年度の目標（全国平均普及率の数値）は、監査時点では不明。

## 4 予算の執行状況と事業目的との関係

- (1) 一部他の事業に支出しているが、おおむね当該事業のために執行されている。
- (2) 市町村等水道事業担当者会議の講師の報償費の執行残 12,000 円を動物愛護検討会委員の報償費に充当している。
- (3) 旅費のほとんどが、研修会参加等に使用され、本来の目的である水道施設巡回指導・立入検査等に使用されていない。

## 【問題点等】

### 1 予算執行上の問題点

- (1) 報償費の一部を他の事業に支出している。
- (2) 旅費のほとんどが、研修会参加等に使用され、本来の目的である水道施設巡回指導・立入検査等に使用されていない。

### 2 事務事業執行上の意見等

- (1) 事務事業評価における成果指標として、水道普及率を指標として設定しているが、事業の目的に沿ったより適切な成果指標を、設定するように努める必要がある。
- (2) 事業効果を測定するため、活動量指標として水道施設巡回指導・立入検査回数、情報提供件数等適切な指標を、設定するように努める必要がある。
- (3) また、その他の指標においても、一部設定されていないものがあるので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。

事務事業名	高齢者サービス総合調整推進会議設置費	所管課	高齢福祉保険課				
<b>【予算科目】</b>							
款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費 細目：老人福祉費							
事業：高齢者サービス総合調整推進会議設置費							
細事業：高齢者サービス総合調整推進会議設置費							
<b>【施策体系】</b>							
その他行政事務(サービス)経費							
<b>【事業の目的】</b>							
多様化した高齢者のニーズに対し、より適切なサービスを提供するため、保健・医療・福祉等の関係部局・団体との協調体制を整備し、市町村における高齢者サービスの調整推進支援及び介護保険制度の適正な運営を図る。							
<b>【事業の概要】</b>							
市町村における高齢者に関する保健・医療・福祉サービスの調整推進支援及び介護保険制度の適正な運営を図るため、高齢者サービス総合調整推進会議を開催する。							
<b>【執行計画の有無】</b> 有 「青森県高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱」により実施(S62～)							
<b>【予算の状況】</b> (単位 千円)							
当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備 考	
2,265	0	2,265	1,110	1,155	49.0	決算額は監査調書上の数字	
			687	1,578	30.3	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字	
			1,110	1,155	49.0	決算額は監査で確認した結果の数字	
(節別内訳) (単位 千円)							
節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C
報償費	1,030	559	471	339	691	559	471
旅費	791	190	601	136	655	190	601
需用費	200	164	36	200	0	164	36
役務費	12	12	0	12	0	12	0
使用料及び賃借料	232	185	47	0	232	185	47
計	2,265	1,110	1,155	687	1,578	1,110	1,155
※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。							
<補正をしている場合はその理由> 該当なし							
<一つの節で10万円以上の不用額> 報償費 471千円、旅費 601千円							
・ 不用額が生じた理由							
推進会議の開催数の減(予定開催回数 2回→実績 1回)							
推進会議及び専門部会への出席委員数の減(予定委員数21名→実績平均14名)							
・ 減額補正をしなかった理由							
2回目の推進会議を3月に予定していたが中止となつたため。							
<一つの節で10万円以上の超過額> 該当なし							
<b>【監査の概要】</b>							
1 事務事業を実施するに至った背景							
(1) 「高齢者サービス総合調整推進会議等の設置及び運営について」(昭和62年健康政策局長等連名通知)を受け、同年11月に「青森県高齢者サービス総合調整推進会議設置要綱」を設置。「高齢者サービス総合調整推進会議等の設置及び運営について」は14年3月廃止							
(2) 平成14年3月5日付け厚生労働省通知「都道府県高齢者保健サービス調整支援体制整備指針」が新たに定められ、市町村が高齢者の保健、福祉及び医療に係る各種サービスに関して総合的な調整に取り組むことを一層支援していくため、高齢者サービス総合調整推進会議等を開催している。							

## 2 事業開始年度から平成 14 年度までの実施状況

### ○ 開催状況(10~13 年度)

10 年度 推進会議 1 回、専門部会 2 回 11 年度 推進会議 2 回、専門部会 4 回

12 年度 " 1 回、" 2 回 13 年度 " 1 回

### ・平成 14 年度における実施状況(推進会議 1 回、専門部会 3 回)

H14. 7.25 老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画専門部会(14 名)

内容：市町村計画作成支援マニュアルについてほか 3 件

H14. 12.18 老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画専門部会(15 名)

内容：「あおもり高齢者すこやか自立プラン(老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画)」素案について

H15. 1.23 老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画専門部会(12 名)

内容：「あおもり高齢者すこやか自立プラン(老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画)」原案について

H15. 1.24 高齢者サービス総合調整推進会議(16 名)

内容： 同上

今年度は、高齢社会を実現するための「すこやか」な高齢者、在宅での「自立」した高齢者をキーワードにした新たな青森県老人保健福祉計画・青森県介護保険事業支援計画を「あおもり高齢者すこやか自立プラン」とし、本県の高齢者保健福祉施策の進むべき方向性を示す、総合的プランが策定されている。

## 3 事務事業の目標とする指標と実績の関係

(平成 15 年 7 月 15 日現在)

区分	指標名 (指標式)			H11	H12	H13	H14	目標年度 (H15)
成 果 指 標	指標 1	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	—
活動量 指 標	指標 2	推進会議開催回数	目標	—	—	—	2	—
			実績	2	1	1	1	—
効率性 指 標	指標 3	専門部会開催回数	目標	—	—	—	3	—
			実績	4	2	0	3	—
	—	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	—

## 4 予算の執行状況と事業目的

当該事業のため執行されている。

### 【問題点等】

#### 1 予算執行上の問題点

- (1) 財政課提出「平成 14 年度決算統計節別集計表」の決算額と一致していない。
- (2) 2 回目の推進会議を開催する必要がなくなったにもかかわらず、減額補正をしていない。

#### 2 事務事業執行上の意見等

評価指標の一部が設定されていないので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。

事務事業名	母親クラブ活動費補助	所管課	こどもみらい課				
<b>【予算科目】</b>							
款：民生費 項：児童福祉費 目：児童福祉総務費 細目：児童福祉費 事業：母親クラブ活動費補助 細事業：母親クラブ活動費補助							
<b>【施策体系】</b>							
その他行政事務(サービス)経費							
<b>【事業の目的】</b>							
児童の健全育成を図るため、地域組織活動を行っている母親クラブの活動に要する経費を補助する市町村に対し、県が当該経費の一部を補助することにより、母親クラブの活動を増進し、もって、地域における児童の健全育成の推進を図る。							
<b>【事業の概要】</b>							
母親クラブ（概ね30人以上の会員）が行う次の活動に必要な経費の一部について、補助を行う（国、県、市町村：各63,000円以内の額）。							
1 親子及び世代間の交流、文化活動 (野外での交流活動、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室等)							
2 児童養育に関する研修会活動 (児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育及び児童の健全育成向上に関する研修会等)							
3 児童の事故防止のための奉仕活動 (遊び場の遊具の点検、児童の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動等)							
<b>【執行計画の有無】</b> 有 「青森県母親クラブ活動費補助金交付要綱」により実施							
<b>【予算の状況】</b>							
(単位 千円)							
当初予算額 a	補正予算額 b	最終予算額 c(a+b)	決算額 d	不用額 e(c-d)	執行率(%) f(d/c)	備 考	
23,253	△504	22,749	22,707	42	99.8	決算額は監査調書上の数字	
			22,707	42	99.8	決算額は財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字	
			22,707	42	99.8	決算額は監査で確認した結果の数字	
(節別内訳)							
節	最終予算額	決算額 A	不用額 A	決算額 B	不用額 B	決算額 C	不用額 C
負担金、補助及び交付金	22,749	22,707	42	22,707	42	22,707	42
計	22,749	22,707	42	22,707	42	22,707	42
※決算額Aは監査調書上の数字、決算額Bは財政課提出「決算統計節別集計表」上の数字、決算額Cは監査で確認した結果の数字である。							
<補正をしている場合はその理由> 2月補正（負担金、補助及び交付金△504千円） 交付されるクラブ数を当初計画より少なくなると見込んだため。							
<一つの節で10万円以上の不用額> 該当なし							
<一つの節で10万円以上の超過額> 該当なし							
<b>【監査の概要】</b>							
1 事務事業を実施するに至った背景 国が、「国庫補助による地域組織活動要綱（昭和48年厚生省児童家庭局長通知「国庫補助による地域組織活動の運用について」別紙）を制定し、児童の健全な育成を図る施策の一環として、地域組織である母親クラブの活動費に対する補助制度を創設したものであること。							

2 過去5年間（平成10年度から平成14年度まで）の事業実施状況

年 度	補助金交付母親クラブ数	補助金交付母親クラブ総事業数
10年度	190	5,231
11年度	190	5,371
12年度	182	5,409
13年度	187	5,273
14年度	184	5,002

3 事務事業の目標とする指標と実績の関係

(平成15年7月15日現在)

区分	指標名 (指標式)			H11	H12	H13	H14	目標年度 (H )
成 果 指 標	指標1	—	目標	—	—	—	—	—
			実績	—	—	—	—	—
活動量 指 標	指標2	補助金交付母親クラブ数	目標	—	—	—	—	—
			実績	190	182	187	184	—
	指標3	補助金交付母親クラブ年間総事業数	目標	—	—	—	—	—
			実績	5,371	5,409	5,273	5,002	—
効率性 指 標	指標4	補助金交付母親クラブ会員数	目標	—	—	—	—	—
			実績	10,182	9,550	9,449	9,603	—
	指標5	補助金交付1母親クラブ当たりの概算コスト（千円） (概算コスト／補助金交付母親クラブ数)	目標	—	—	—	—	—
			実績	128	128	128	128	—

4 予算の執行状況と事業目的との関係

当該事業のために執行されている。

**【問題点等】**

1 予算執行上の問題点

補助金交付申請書に添付する活動計画書及び実績報告書に添付する活動実績調書の様式について、総活動費に係る支出内訳額（報償費及び旅費等ごとの経費）のみを記載する現行のものでは、補助対象経費の積算根拠が不十分であるため、活動ごとの支出内訳額を記載する様式への改正について、検討する必要がある（「地域組織活動育成費の取扱いについて」（平成11年厚生省児童家庭局育成環境課長通知）においても、同様の取扱いを定めている。）。

さらに、より確実な補助金の確定を行うため、支出済額に係る証拠書類（領収書等）を、実績報告書の添付書類とすることについても、併せて検討する必要がある。

2 事務事業執行上の意見等

- (1) 成果指標が設定されていないので、事業の目的に沿った成果指標を、設定するよう努める必要がある。
- (2) 効率性指標（コスト／活動量）については、「1クラブ当たりのコスト」を設定しているが、効率性・経済性を評価する観点から、全クラブを通じた「1事業当たりのコスト」についても、同指標として考えられる。
- (3) その他の指標においても、一部設定されていないものがあるので、事業の目的に沿った適切な指標を、設定するように努める必要がある。